

積丹町立学校における働き方改革
アクション・プラン
(第3期)

～ 「働きやすさ」と「働きがい」のある

職場づくりを目指して ～

令和6年(2024年)6月
(令和8年(2026年)3月一部改訂)
積丹町教育委員会

目 次

	頁
I はじめに	1
II これまでの取組の成果と課題	2～3
III アクション・プラン（第3期）の基本的な方針	3～6
(1) アクション・プランの性格	
(2) 目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間	
(3) 町教委及び学校の役割	
(4) 保護者や地域住民等への理解促進	
(5) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進	
IV アクション・プランの具体的な取組	
Action 1 校務の効率化と役割分担の推進	7～8
(1) ICTの活用による校務効率化の推進 重点	
(2) 保護者・地域との連携協働 重点	
(3) 専門スタッフ等の配置促進	
(4) 学校給食費等の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減	
Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減	8～9
(1) 部活動休養日の完全実施 重点	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
(3) 大会等に係る負担の軽減	
(4) 部活動の地域移行	
Action 3 学校運営体制の見直しなどによる改善	10～13
(1) 教頭の業務縮減 重点	
(2) 学校行事の精選・重点化	
(3) 適切な教育課程の編成・実施	
(4) 適切な勤務時間の管理等	
(5) 「チーム」学校としての取組の推進	
(6) 若手教員への支援	
(7) 学校の組織運営に関する見直し	
Action 4 意識の変容を促す取組	13～15
(1) 働き方改革の意識を高める取組の推進 重点	
(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進	
(3) 働き方改革に関する研修の実施	
(4) これまでの取組の着実な推進	
Action 5 学校サポート体制の充実	15～17
(1) メンタルヘルス対策の推進等 重点	
(2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築	
(3) 調査業務等の見直し	
(4) 研修・会議の精選・見直し	
(5) 学校が作成する計画等の見直し	
(6) 教諭等及び事務職員などの標準職務の明確化等	
(7) 勤務時間外における電話対応の見直しの促進	
学校における働き方改革の推進にあたっての留意事項	18
V アクション・プラン（第3期）の達成目標（指標）	20
【参考資料】積丹町立学校における教育職員の時間外在校等時間推移	21～22

I はじめに

- 現代社会は、少子高齢化の進行、情報通信技術の著しい進歩や経済活動の多様化、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、人々の価値観や生活様式は大きく変化している。
- こうした予測困難な変化の激しい時代において、子どもたちが生きる力を育み、豊かな人生を切り拓いていくためには、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を認め受容しながら、他者を尊重し、持続可能な社会の創り手として成長できるよう社会全体で育てていくことが重要である。
- そのための学びの中心となるのが「令和の日本型学校教育」であり、その実現に向け、直接の担い手となる教員には、探求心を持って、自律的に新しい知識や技能を学び続け、子ども一人ひとりの学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められている。
- 一方、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態に加え、全国的に教員不足が課題となるなど、学校を巡っては憂慮すべき状況も顕在化しており、教職の魅力向上をさせていくことが喫緊の課題となっている。
- 学校における働き方改革により教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要がある。
- こうした中、令和7年（2025年）6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育職員のサービスを監督する教育委員会に対して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられた。

Ⅱ これまでの取組の成果と課題

- 積丹町教育委員会（以下「町教委」という。）では、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が平成30年(2018年)3月に策定した「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」に基づき、平成30年(2018年)7月に「積丹町立学校における働き方改革行動計画」を策定、また道教委が令和3年(2021年)3月に策定した令和5年度(2023年度)までを取組期間とする「学校における働き方改革北海道アクション・プラン(第2期)」を基に、町教委では令和4年4月に「積丹町立学校における働き方改革行動計画(第2期)」を策定し、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきた。その主な取組の成果と課題は次のとおりである。

(1) 現行動計画に基づく取組の実施

現行動計画では、目標を「教職員の時間外在校等時間を1か月45時間以内（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は42時間以内）及び1年間360時間以内（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は320時間以内）とする。」とし、「働き方改革手引「Road」の活用」「ICTを積極的に活用した業務等の推進」など6項目を重点的に実施する取組として推進してきた。

その結果、概ね当初の目標を達成しこれらの取組が一定の定着を見せている。

(2) 重点的に実施する取組及び指標についての成果と課題

ア 「働き方改革手引「Road」の活用」について

令和5年度(2023年度)道教委による「学校における働き方改革北海道アクション・プランに係る取組状況調査結果(以下「調査結果」という。）」において、本町は「コアチームを設置している(既に設置している)」、「チェックリストを活用している(既に活用している)」ともに100%であり「働き方改革手引「Road」の活用」が進んでいると判断できる。

イ 「ICTを積極的に活用した業務等の推進」について

調査結果において、本町では、「授業準備について教科間や学年間等でICTを活用して教材や指導案の共有化を図っている教員」がほとんど(8割以上)の学校が60%、半数程度(約5割以上)の学校が40%で、教員数全体では約70%以上の教員が共有化を図っており、着実に取組が推進されていると判断できる。

ウ 「地域との協働の推進に学校を応援・支援する体制づくりの推進」について

本町では、学校だよりを活用した取組や学校評議員会、保護者説明会等の地域関係者が参加する会議などにおいて、働き方改革への理解や協力を実施しており推進できたと判断できる。

エ 「在校等時間の客観的な計測・記録と公表」について

在校等時間については、管理職員が計測した結果を一人ひとりに情報提供を行ったり、各自が自席PC等のシステムなどで確認するとともに、

「積丹町立小中学校教育職員に係る時間外在校等時間について」を町のHPで公表しており推進できたと判断できる。

オ 「メンタルヘルス対策の推進等」について

町教委は、各学校の労働安全衛生管理体制やストレスチェック実施状況を把握し、必要な指導・助言を行っており、推進できたと判断できる。

カ 部活動休養日等の完全実施

令和2年2月に策定した「積丹町立学校に係る部活動の方針」に基づく取組の継続により推進できたと判断できる。

(3) 総括

本行動計画実施期間中の「積丹町立学校における教育職員の時間外在校等時間の推移（参考資料）」によると、校長では令和4年度は各月とも完全に「45時間以下」となっており、令和5年度も1か月を除いて同様の結果となった。

教頭では、令和4年度と比較し5年度当初は、コロナ禍で実施できなかった行事やPTA活動などを再開したこと、人事異動による影響等により、時間外在校等時間が「45時間超80時間以下」に増加しつつも、3年度からは減少傾向にあり、改善効果が現れていると判断できる。

教諭の場合、小学校と中学校を比較すると、部活動指導のため中学校教諭の時間外在校等時間が多くなっているが、「積丹町立学校に係る部活動の方針」の推進により、活動時間については、平日約2時間、土日約3時間程度、週に2日以上休養日を設定していることから、時間外在校等時間は減少傾向にあり、令和5年7月以降は各月とも「45時間以下」となっている。

Ⅲ アクション・プラン（第3期）の基本的な方針

- 学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」である。
- 町教委ではこれまで、現行動計画に基づき学校における働き方改革を進めてきたが、依然として目標の達成には至っていない状況であり、働き方改革の理念を実現するため、現行動計画策定以降の教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、これまでの取組の成果や課題を踏まえた新たなアクション・プラン(以下「アクション・プラン」という。)を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していく。

(1) アクション・プランの性格

アクション・プランは、改正後の給特法第8条第1項に定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確

保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和7年文部科学省告示第114号。以下「国指針」という。)に即して定め、同法第8条第3項に基づき総合教育会議に報告するものである。

併せて、国指針第2章第1節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」(昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。)第8条及び「教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則」(令和2年北海道教育委員会規則第3号)第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

(2) 目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間

国指針第1章第3節(2)及び第3章第2節(1)に基づき、積丹町立学校管理規則(平成14年教育委員会規則第2号。以下「学校管理規則」という。)第42条の2に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり、目標、目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間を設定する。

【目標】

教育職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内(1年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内)とする。

※ 全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目指して取り組み、国指針で目標としている「令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均30時間程度」の実現を図る。

【目指す姿】

教員一人ひとりが「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進

【重視する視点】

改革を『自分事』に	ワークライフバランスを意識した働き方を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長
『自走』するチーム	未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い・支え合うチームを構築
地域との『協働』	学校評議員会議と地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現

【重点的に実施する取組】

- ①ICTの活用による校務効率化の推進
- ②保護者・地域等との連携協働
- ③部活動休養日等の完全実施
- ④教頭の業務縮減
- ⑤働き方改革の意識を高める取組の推進
- ⑥メンタルヘルス対策の推進等

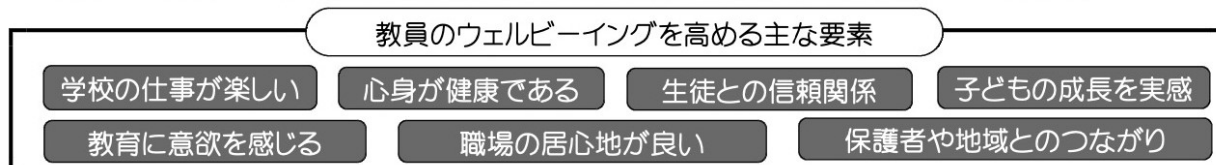
※目指す姿や重点的な取組の進捗状況を把握するため、別に指標を設定する。

【取組期間】

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とし、道教委、町教委、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

※ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念



※文部科学省 第4期 教育振興基本計画 パンフレットより引用

(3) 町教委及び学校の役割

ア 町教委の役割

- ・ 積丹町立学校における働き方改革を進めるための計画などや所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等に基づき、適切に指導する。
- ・ 積丹町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。
- ・ 毎年度、積丹町立学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施する。
- ・ 特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

イ 学校の役割

- ・ 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」などに働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人ひとりの意識改革を促進する。

- ・ 校長は、アクション・プランに掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間の実態を踏まえ、「Road」や国の「働き方改革事例集」などを活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

(4) 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協働しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者・地域住民等の理解を深めるなど、社会全体で認識を共有することが必要である。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、学校評議員会において議題として取り上げ、保護者・地域住民等とより積極的なコミュニケーションの下で共通認識を図るなど、説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。

また、町教委は、積丹町 PTA 連合会などと連携しながら、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取組について積極的に周知を図るとともに、その取組状況を定期的に公表する。

(5) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進

町教委、学校は、国指針で改めて示された「学校と教師の業務の3分類」に基づく、19項目の具体的な業務やアクション・プランの具体的な取組も参考に、町教委、学校のそれぞれが役割を果たしながら、取組を進める。

【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

IV アクション・プランの具体的な取組

Action 1 校務の効率化と役割分担の推進

(1) ICT の活用による校務効率化の推進 **重点**

《町教委・学校》

各学校が教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、学校の実態を考慮してクラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、ICT を積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図る。

《町教委》

- ・ 文部科学省や道教委の取組を参考に、校務の効率化を図るとともに、GIGA スクール構想や学校 DX を推進する。
- ・ 職員の異動により校務の ICT 環境の変化による業務負担が生じないように努める。
- ・ 校務と授業の効果・効率を高めるために ICT 環境を計画的に整備する。

《学校》

- ・ 会議資料のペーパーレス化やクラウド上の教材の教員間での共有、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなど、校務処理の負担軽減に努める。

(2) 保護者・地域との連携協働 **重点**

《町教委・学校》

- ・ 国指針で示された業務の3分類を踏まえ、業務の考え方を明確化した上で、地域とも対話を重ねながら役割分担や業務の適正化を推進する。
- ・ 保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、学校の業務の実情や働き方改革の各種取組について、積極的な広報及び情報提供を行う。

《学校》

- ・ 保護者や地域に対し、学校の実情や勤務時間、休憩時間に関する情報と併せて、日頃から、学校の取組などについて幅広く情報発信し、情報の共有に努める。さらに、学校の働き方改革の取組の進捗状況等については、学校便りなどで公表するなど、その効果を可視化して保護者や地域に周知する。
- ・ 学校評議員会などにおいて、積極的に働き方改革を議題として取り扱うなど、適切にコミュニケーションを図りながら、学校・家庭・地域

それぞれの役割を尊重した上で、信頼に基づいた対等な関係を構築し、適切な役割分担を進める。

(3) 専門スタッフ等の配置促進

《町教委》

- ・ 各学校の特別教育支援員の継続配置に努める。
- ・ 道教委が進める教員業務支援員や部活動指導員などの支援スタッフの活用促進について学校とともに検討を進める。

(4) 学校給食費等の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減

《町教委》

- ・ 国の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」に基づき、学校給食費の公会計化を導入していることから、引き続き取組を継続する。

Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減

(1) 部活動休養日の完全実施 **重点**

《町教委》

- ・ 「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「積丹町立学校に係る部活動の方針」(以下「町方針」という。)に基づき、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。

○ 町方針(概要)

① 部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。

② 部活動の活動時間

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。

《学校》

- ・ 町方針を踏まえ、学校において策定した活動方針に基づいて設定し、公表した各部活動の休養日及び活動時間などについて、校長は各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行い、その運用を徹底する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

《町教委》

- ・ 町方針を踏まえ、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、学校に部活動指導員の配置を検討するほか、その効果的な活用を促す。
- ・ 教員の部活動への関与について、法令や国の指針等を踏まえて定めた町方針に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

《学校》

- ・ 学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とする。
- ・ 特定の教員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減を図る。
- ・ 部活動の指導、引率等を行う部活動指導員や専門的な技術指導を行う外部指導者の活用を検討するほか、関係機関等との積極的な連携により、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減を図る。
- ・ 教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえて定めた町方針に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

(3) 大会等に係る負担の軽減

《町教委》

- ・ 学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体等に要請する。

《学校》

- ・ 部活動休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことなどを考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

(4) 部活動の地域展開

《町教委》

- ・ 「北海道部活動の地域展開に関する推進計画」により、原則として、計画期間内（令和8年度～令和13年度）に、中学校等の休日の全ての部活動において地域展開の実現を目指す。

《学校》

- ・ 生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して、道教委及び他市町村教育委員会、町教委の関係部署及び地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

Action 3 学校運営体制の見直しなどによる改善

(1) 教頭の業務縮減 **重点**

《町教委》

- ・ 学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。

- ① 学校への調査について、必要性和手法の妥当性を検討するとともに、廃止を含め調査業務の見直しや簡素化などの取組を不断に進める。
- ② 学校に関する業務について、校長会や教頭会等との意見交換などで把握した要望などを踏まえ、縮小や簡素化を検討する。
- ③ 新任の教頭向けのリスクマネジメントや学校におけるいじめの問題への対応のポイント、学校安全活動の推進など、教頭の中心的な業務に関するオンデマンド研修資料を作成するなどの支援を行う。
- ④ 所属職員への指導を効果的に実施することができるよう、職員の服務や勤務時間の管理におけるオンデマンド研修資料について、内容の充実を図る。

- ・ 教頭の職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら、職の魅力向上に向けた取組を実施する中で、業務負担の軽減策についても検討を進める。

《学校》

- ・ 校長は、組織的な学校運営を行うに当たり、業務内容や業務分担の見直しを進め、教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備する。
- ・ 管理職と一般教員との日頃からの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに、教頭の業務の分散化を図る。

(2) 学校行事の精選・重点化

《町教委》

- ・ 学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、改めて働き方改革の必要性和意義を保護者や地域に発信するとともに、学校の取組に必要な支援を行う。

《学校》

- ・ それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図

- る。
- ・ 学校行事においては、地域との連携が多く組み込まれている場合があることから、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域へ発信するとともに、学校評議員会などを通じて共通理解を図る。
- ・ カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動について、例えば、理科における野外観察や社会科における見学といった調査活動など、その目標や指導内容から教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含める。
- ・ 学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を検討したりするなどして、準備の簡素化、省力化等を進める。

(3) 適切な教育課程の編成・実施

《町教委》

- ・ 標準授業時数を大きく上回った(小・中学校等は年間 1,086 単位時間以上)教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行う。

《学校》

- ・ 各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントする。
- ・ 授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫する。

(4) 適切な勤務時間の管理等

《町教委》

- ・ 各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行う。
- ・ 各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うよう指導・助言を行う。
- ・ 学校の実情を踏まえ、教員が担当する授業や校務の状況などに応じて個別に勤務時間を設定する「シフト制」の活用を検討する。
- ・ 「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保」する取組(勤務間インターバル)について、実施に向けた効果的な在り方の検

討を進める。

《学校》

- ・ 校長は、職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定する。
- ・ 校長は、休憩時間には職員会議を開催しないなど、職員が勤務時間の途中で休憩時間を適切に確保することができるよう取り組む。

(5) 「チーム学校」としての取組の推進

《町教委》

- ・ 道教委の「Road」や国の「働き方改革事例集」、文部科学省「GIGA スクール構想の下での校務 DX について～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」を積極的に活用し、改善を重ねる。
- ・ アクション・プランについて、社会情勢や子どもたちを取り巻く教育環境の変化、国の動向等を踏まえ、状況に応じて必要な見直しを行う。

《学校》

- ・ 「Road」を引き続き活用し、改革を推進する「コアチーム」の運用に際しては、学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮する。
- ・ コアチームが中心となり、職員を対象にアンケートや客観的なデータをまとめ、働き方改革における自校の課題を全職員で共有するとともに、話し合いの場を設け、職員間のコミュニケーションを図る。
- ・ 明らかになった課題の改善に向けて改革を進めるに当たり、長期的な計画だけでなく、小さな変化や成果を実感できるように短期間ですぐに取り掛かれる目標を設定するなど、働き方改革の機運を高める。
- ・ 校長はコアチームと連携し、自校の働き方改革の進捗状況をチェックリストにより把握し、分析するとともに、フィードバックにより学校教育目標を実現するために、経営方針の中に位置付けた働き方改革を見直し、短期・中期的改革に取り組む。
- ・ 国の「働き方改革事例集」「GIGA スクール構想の下での校務 DX について～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」や他都府県等の好事例を参考にし、学校の実情に応じて活用できるものは積極的に取り入れるなど、改革を推進する。

(6) 若手教員への支援

《町教委》

- ・ 若手教員が日常的に学校単位を超えて悩みを共有できるよう、町内各校の若手教員同士が学校の状況や情報効果を行うことができる機会を設ける。

《学校》

- ・ 校長は、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に活かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援する。

(7) 学校の組織運営に関する見直し

《町教委》

- ・ 学校に組織体制の見直しを促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。
- ・ 設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を図る。

Action 4 意識の変容を促す取組

(1) 働き方改革の意識を高める取組の推進 **重点**

《町教委》

- ・ これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、学校の管理職とともに意識改革を一層進める。
- ・ 学校訪問の際に、管理職と働き方改革を進める上でPDCAサイクルを機能させる方策について協議する。
- ・ 働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職の人事評価に反映する。
- ・ 管理職を含む教員一人ひとりが時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図る。

《学校》

- ・ 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な目標を設定する。
- ・ 校長は在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、ストレスチェックを活用し、「働きやすさ」や「働きがい」の意識の変化を把握するなど、学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方改革を進める。
- ・ 管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する共通理解を図るとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図る。
特に、継続して上限時間を超える職員には当該職員の業務全体を把握

し、業務の見直しや優先順位等を指示するほか、他の職員による支援や業務の担当者変更等を検討するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促す。

- ・ 時間外在校等時間が80時間を超える職員又は直近2～6か月間のいずれかの平均で80時間を超える職員については、衛生推進者等による面接指導を管理職から徹底するとともに、その結果を踏まえて業務改善を行う。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

《学校》

- ・ 学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人ひとりがワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に合わせて、次の取組を進める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 月2回以上の定時退勤日の実施② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施③ 15日以上の子次有給休暇の取得促進 |
|--|

- ・ 保護者の理解を得た上で、1週間のうち平日1日は、児童生徒の一斉下校時刻を設定したり、部活動休養日と併せた定時退勤日を設定するなど、定時退勤の徹底を図る。
- ・ 管理職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。
- ・ 管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動する。
- ・ 管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行う。

(3) 働き方改革に関する研修の実施

《町教委》

- ・ 積丹町で実施する研修等の機会に働き方改革に関する研修を計画する。

《学校》

- ・ 業務の改善・見直しなど、働き方改革に関する校内研修を計画する。

(4) これまでの取組の着実な推進

ア 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

《町教委・学校》

- ・ 心身の健康を保持するため、以下の内容で長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、教職員が休養を取りやすい環境を整備する。

① 学校閉庁日設定期間

- ・ 夏季休業期間 8月15日前後の週休日及び祝日以外の3日間（夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可）とする。
- ・ 冬季休業期間 12月29日～1月5日の8日間（冬季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可）とする。

② 服務上の取扱等

- ・ 閉庁日は、年末年始の休日を除き、勤務を要する日であるため、年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。
- ・ 年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない職員に取得を強制することがないようにする。
- ・ 部活動休養日に設定する。
- ・ 各学校は、次年度の行事予定を作成するとき、あらかじめ学校閉庁日を設定し、学校行事等を設定しないようにするなどして、学校閉庁日に児童生徒が登校することがないように調整し、可能な限り全職員が休暇等を取得しやすい環境を整備する。

③ 保護者への周知

- ・ 各学校が学校だより等で保護者に周知する。
- ・ 緊急連絡については、夏季休業期間は町教委、冬季休業期間は学校の管理職へ連絡することとする。

イ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

《町教委・学校》

- ・ 「出退勤管理システム」などのICTやタイムカード等を活用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録する。なお、校外において職務に従事している時間については、出張に係る復命書や部活動の引率業務に係る活動記録等など、できる限り客観的な方法により把握・記録するよう努める。

また、町教委は教育職員の在校等時間を適宜、公表する。

- ・ 校長・教頭会議において、各学校の勤務状況のデータを共有することなどにより、自校の状況の客観的な把握や意識の共有を促す。

《学校》

- ・ 校長は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進めるとともに、在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用し、適切な指導を行う。

Action 5 学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進等 **重点**

《町教委》

- ・ 労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックの実施を図るなど所管する学校の職員のメンタルヘルス対策を推進する。

《学校》

- ・ 校長は、職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき衛生推進者を選任し、労働安全衛生管理体制を確立するとともに、過重労働となる職員がいる場合は衛生推進者に報告し、迅速かつ丁寧に対応する。
- ・ 校長は、時間外在校等時間が一定時間を超えた職員に対し、面談を行うとともに、衛生推進者による面接指導を実施する。
- ・ 校長は、ストレスチェックを活用し、学校の実情や職員個々の実態を踏まえ、職員のメンタルヘルス対策に取り組む。

(2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

《町教委》

- ・ 学校のみでは解決が難しい課題への対応を支援するため、スクールロイヤーの活用を含め、学校運営を支援する体制を整備する。
- ・ 学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や住民福祉課との連携体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化する。

(3) 調査業務等の見直し

《町教委》

- ・ 各種調査や事業、事務手続などについては、状況の変化なども踏まえ、その必要性や手法の妥当性の観点からの精選を引き続き行うとともに、学校現場の意見を的確に捉えながら、更なる見直し、簡素化を進める。
- ・ 各種調査において、国や道で行った調査結果を積極的に活用し、学校に負担をかけることがないよう十分に精査してから実施する。
- ・ 調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮する。
- ・ 国や各種団体等から発出される文書を精査し、学校で共有する必要がないものは学校に送付しないなど、文書関連業務の縮減を図る。

(4) 研修・会議の精選・見直し

《町教委》

- ・ 教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知等を踏まえながら精選を検討す

- る。
- ・ 定例的に実施している諸会議については、その必要性の面から改めて見直しを行い、廃止も含めて更なる精選を行う。
- ・ 情報の伝達や共有を主な目的とした会議については、オンラインでの開催を徹底する。

(5) 学校が作成する計画等の見直し

《町教委》

- ・ 各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- ・ 学校単位で作成する計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成するよう指導・助言を行う。
- ・ 各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。

(6) 教諭等及び事務職員などの標準職務の明確化等

《町教委》

- ・ 学校管理規則、「教諭等の標準的な内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱（令和3年教育委員会訓令第3号）」、「事務職員の標準的な内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱（令和3年教育委員会訓令第4号）」並びに「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱（令和6年教育委員会訓令第3号）」で定めた教諭等、養護教諭、栄養教諭及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例から各学校の業務の明確化・適正化を図り、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に自主的・主体的に校務運営に参画できる環境整備に努める。
- ・ 事務職員の主体的な学校運営への参画、学校事務の一層の効率化や充実を図られるよう、地域や学校の実情に応じて、学校事務の共同実施を検討する。

(7) 勤務時間外における電話対応の見直しの促進

《町教委》

- ・ 学校と連携し、緊急時の連絡方法を確保するとともに、保護者や地域住民に対し、改めて働き方改革の必要性と意義を発信し、学校への勤務時間外の電話連絡等を控えるよう理解・協力を得る取組を推進する。

学校における働き方改革の推進にあたっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。
この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- (2) 町教委及び校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教育職員の時間外在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや計画に定める目標を達成することのみを目的化し、休憩時間並びに週休日・休日を含めて実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
なお、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることは、法令に違反するものであり信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ること。
- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。
町教委及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態を適切に把握するとともに、その解消に向けた取組を進めること。
- (5) 町教委及び校長は、過重労働による健康障害を防ぐため、産業医等による面接指導を適切に実施し、職員の健康管理の向上に努めること。

【用語解説】

① 教育職員

- ・ 給特条例第2条第2項に定める公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

② 在校等時間

- ・ 教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間(正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。)として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間をいう。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

イ 在宅勤務(情報通信技術を利用して行う事業場外勤務)等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間(当該教育職員の申告に基づくものとする。)

エ 休憩時間

③ 所定の勤務時間

- ・ 給特条例第7条第1項各号に掲げる日(祝日法による休日、年末年始の休日及び開校記念日(代休日が指定された日を除く。))以外の日における正規の勤務時間をいう。

④ 時間外在校等時間

- ・ ②「在校等時間」から③「所定の勤務時間」を減じた時間をいう。

V アクション・プラン（第3期）の達成目標（指標）

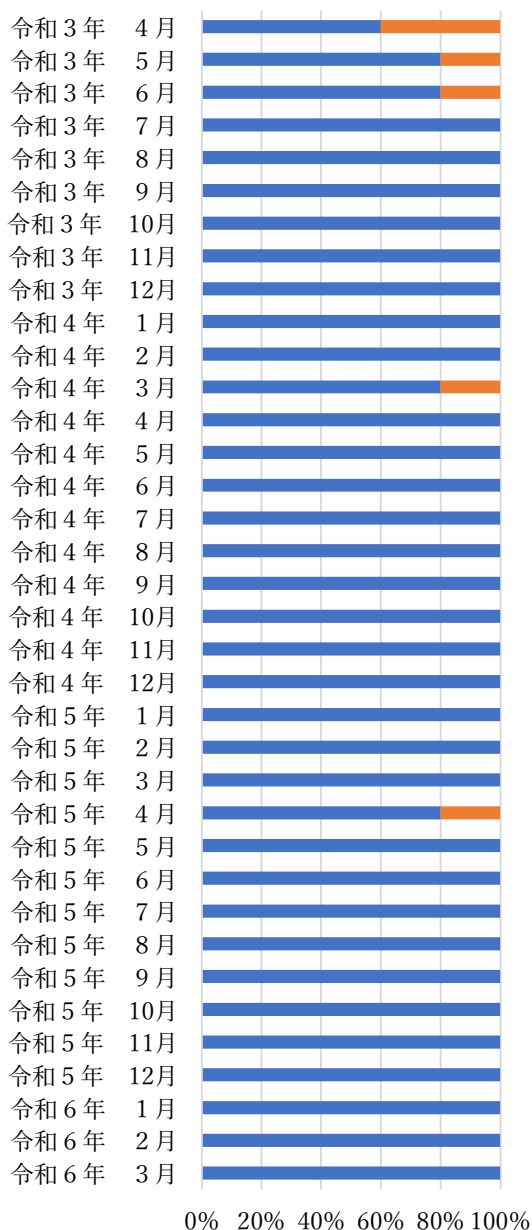
【目指す姿】

～「働きやすさ」と「働きがい」のある職場づくりを目指して～
 教員一人ひとりが「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進

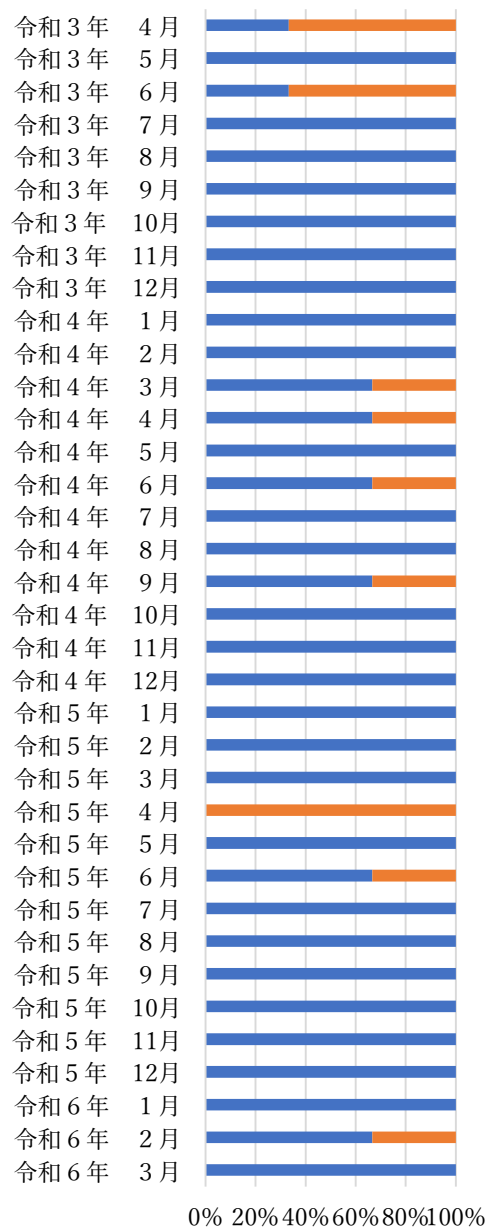
	項目	指標	現状値	目標値
目標	教育職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内）		参考資料 （R3～R5積丹町立学校における教育職員の時間外在校等時間推移）	100%
重点的な取組	①ICTの活用による校務効率化の推進	・教員の8割以上がICTを活用して、教材や指導案の共有を図っている学校	R5年9月 60% （道教委調査による本町の結果）	100%
	②保護者・地域等との連携協働	・町のHPにおいて保護者や地域・社会に対して、働き方改革への理解や協力を求める取組を掲載し、毎年度更新する。	R5年9月 0%	100%
	③部活動休業日等の完全実施	①平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上 の休養日 ②令和8年度から休日の部活動を地域クラブ等に移行する。	R5年 ①100% ②0%	①100% ②100%
	④教頭の業務縮減	・学校への調査や行事等に関する業務について、廃止、見直し及び簡素化などの取組を毎年度行う。	R5年 0% （町教委における実施結果）	100%
	⑤働き方改革の意識を高める取組の推進	・上限時間を越える職員に対して、管理職員が当該職員と面談し、業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、適切な勤務時間となるような対策を講じている学校	R5年9月 100% （道教委調査による本町の結果）	100%
	⑥メンタルヘルス対策の推進等	スト レス チェ ック	①心理的な仕事の負担（量） ②職場環境によるストレス ③働きがい	R5積丹町 ストレスチ ェック結果

【参考資料】積丹町立学校における教育職員の時間外在校等時間推移

小・中学校 校長



小・中学校 教頭

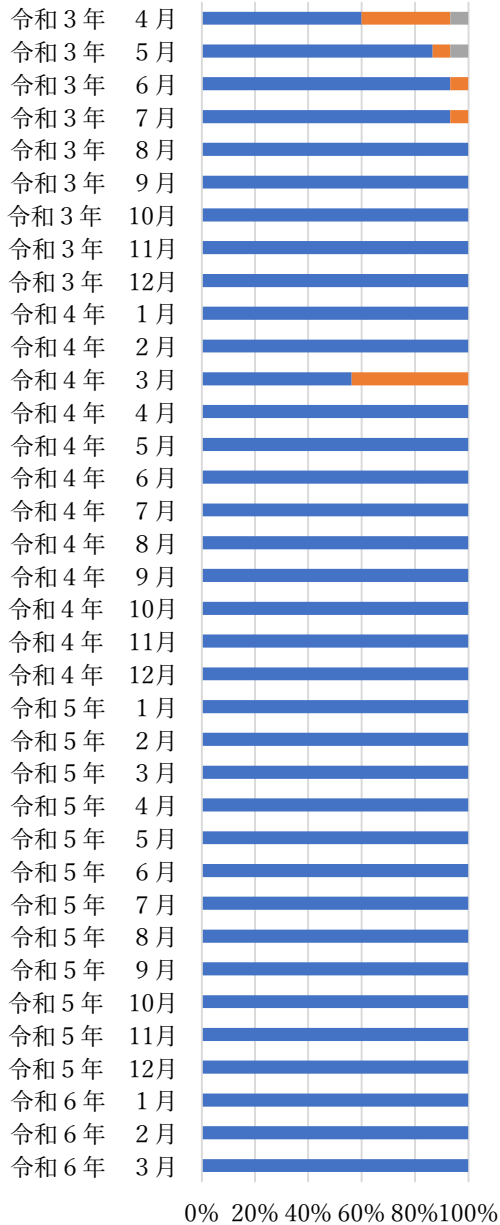


- 4.5時間以下
- 4.5時間超～8.0時間以下
- 8.0時間超

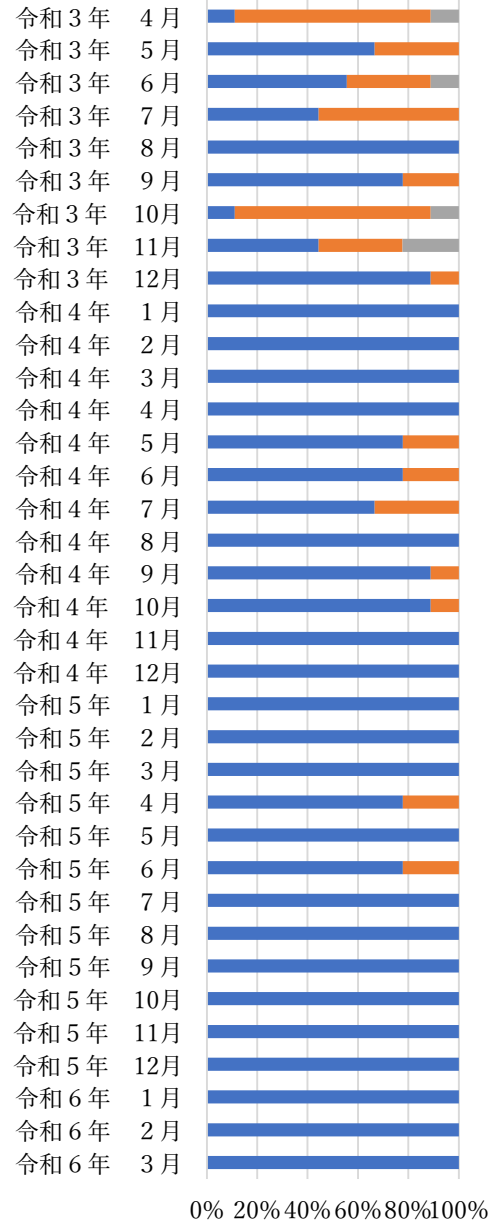
- 4.5時間以下
- 4.5時間超～8.0時間以下
- 8.0時間超

【参考資料】積丹町立学校における教育職員の時間外在校等時間推移

小学校教育職員
(校長・教頭を除く。)



中学校教育職員
(校長・教頭を除く。)



- 4.5時間以下
- 4.5時間超～8.0時間以下
- 8.0時間超

- 4.5時間以下
- 4.5時間超～8.0時間以下
- 8.0時間超